令和８年１０月１日

八代市議会議長　髙山　正夫　　様

提出者　八代市議会議員　　中山 諭扶哉

賛成者　　大倉　裕一

田方　芳信

山本　幸廣

山本　敬晃

橋本　隆一

橋本 徳一郎

水田　千春

発議案第１１号

令和８年熊本地震に係る持続可能な地域応急給水体制の確保を求める決議案

上記の議案を別紙のとおり会議規則第１４条の規定により提出します。

提案理由

令和８年熊本地震により、現在も生活用水の確保に困っている地域がある。

給水タンクやポンプについては、地域やボランティアの協力により整備が進められているが、継続的に水を運ぶ人員の確保が課題となっている。また、車を運転できない方や高齢者、障がいのある方など、自力で水を確保することが難しい方への支援も必要である。

現在、その一部を青年会議所などの民間団体が担っているが、構成員自身も被災者であり、本来の仕事や生活がある。長期間にわたり、民間やボランティアだけに頼ることには限界がある。

そのため、市が主体となって、給水に必要な人員や車両、経費を確保し、本格復旧まで持続可能な給水体制を整えることを求め、本決議案を提案するものである。

受付号
-8.10.-1
八代市議会事務局

令和８年熊本地震に係る持続可能な地域応急給水体制の確保を求める決議案

下記により、令和８年熊本地震に係る持続可能な地域応急給水体制の確保を求める決議案を提出します。

記

令和８年熊本地震により、本市では水道施設や井戸等が被災し、現在もなお、生活用水の確保に困難を抱える地域が存在している。

こうした中、地域住民、事業者、ボランティア団体等の協力により、給水タンクやポンプ等を設置し、本水道や井戸等が本格的に復旧するまでの間、生活用水を確保する取組が各地域で行われている。

給水タンク、ポンプその他の設備については、地域住民、民間事業者、ボランティア等による提供、寄附、自費等によって整備が進められている一方、これらの設備に継続して水を供給するためには、給水車等による定期的な補給及びその運搬を担う人員の確保が不可欠である。現行案においても、地域等が設置した給水設備を行政の応急給水と連携させる考え方が示されている。

また、自ら車を運転することができない方、高齢者、障がいのある方その他自力で生活用水を確保・運搬することが困難な市民に対しては、現在、八代青年会議所などによる水の配達支援が行われている。市もこの取組を案内しており、車を持たない方や身体的理由で水を運べない方等が対象となっている。

この取組は、被災者の生活を支える上で極めて重要な役割を果たしている。しかしながら、青年会議所をはじめとする民間団体の構成員自身も被災者であり、それぞれが本来の仕事や家庭生活を抱えながら支援活動に従事している。生活用水の確保という基礎的なインフラを、長期間にわたり特定の民間団体やボランティアの善意と負担を主体として継続することには限界がある。

水道施設及び井戸等の本格的な復旧まで相当の期間を要する可能性も踏まえれば、一時的なボランティア活動としてではなく、市が主体となって必要な人員、車両及び財源を確保し、民間事業者、地域団体、ボランティア団体等と適切に役割を分担した、持続可能な給水体制を構築する必要がある。

生活用水の供給は、市民の生命及び日常生活を守るための基礎的なインフラである。地域や民間が整備した給水設備を有効に活用しながら、市が給水及び運搬を支えることにより、限られた人員及び財源を有効に活用し、より広範な地域に安定的に生活用水を届けることが可能となる。

よって、八代市議会は、市に対し、本水道及び井戸等が本格的に復旧するまでの間、地域住民、事業者及びボランティア団体等によって設置された給水タンク等を地域の応急給水拠点として活用するとともに、次の措置を講ずることを求める。

一　地域に設置された給水タンク等のうち、必要性、安全性及び管理体制等が確認されたものについて、市の応急給水体制と連携した給水拠点として位置付けること。

二　当該給水拠点に対し、給水車その他必要な手段により、市が計画的かつ継続的に

生活用水を供給すること。

三　民間団体やボランティアの善意に過度に依存することなく、市が主体となって必要な給水人員及び運搬手段を確保するとともに、民間事業者、地域団体その他関係団体への業務委託その他適切な方法を活用し、長期間継続可能な給水体制を構築すること。

四　給水車両の借上げ、運転者及び給水作業員等の人員確保、燃料費、保険料その他応急給水を継続するために必要な経費について、速やかに必要な予算措置を講ずること。

五　高齢者、障がいのある方、車を運転することができない方その他自ら生活用水を確保・運搬することが困難な市民について、その状況を把握し、市が主体となり、民間団体等との連携も活用しながら、継続的な戸別給水又は運搬支援を行う体制を確保すること。

六　本水道及び井戸等の復旧状況並びに地域ごとの生活用水需要を継続的に把握し、必要な期間、応急給水体制を維持すること。

以上、決議する。